



旧龍野藩主脇坂安斐と宗徧流

廣田, 吉崇

(Citation)

茶の湯文化学, 25:21-45

(Issue Date)

2016-03

(Resource Type)

journal article

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90003558>



旧龍野藩主脇坂安斐と宗徧流

廣田吉崇

一 はじめに

明治維新後しばらくの間は茶の湯が衰退・低迷した時期とされ、家元の困窮がその状況を示すものと指摘される。しかしながら茶の湯がまったくおこなわれなくなったわけではない。この時期の茶の湯の状況を検討するため、旧播磨龍野藩主脇坂安斐（わきざか・やすあや／天保十年（一八三九）〜明治四十一年（一九〇八））をとりあげることとする。脇坂安斐がみずから亭主として催した茶会について、『古今茶湯集』には明治五年（一八七二）三会および明治九年（一八七六）一会の記録がある⁽¹⁾。そして、明治十年（一八七七）の第一回内国勸業博覧会開場式において脇坂安斐は明治天皇に茶を献じている⁽²⁾。このように明治前期において精力的に茶の湯の活動をしていた人物といえるのである。

しかし、現在では、脇坂安斐は一時期宗徧流の家元を預かったとされるものの⁽³⁾、それ以外に茶の湯の歴史において積極的に評価されることはほとんどない。明治二十年（一八八七）に龍野へ退居し、近代数寄者の時代に東京にいなかったために忘れ去られることとなったものであろう。東久世通禧に関連して、脇坂安斐の茶の湯についてふれたことがある⁽⁴⁾。このたび新たな資料の存在が明らかとなったことから、脇坂安斐自身についてあらためて考察する⁽⁵⁾。

二 宗徧流と流派統合

(1) 山田家の宗徧流と流派統合

脇坂安斐の茶の湯の流派は宗徧流である。ただし、このことを説明するには、まず宗徧流とはどのような流派かという前提からはじめる必要がある。

宗徧流とは、山田宗徧を流祖とし、利休正伝のわび茶をとなえる流派である。千宗旦の教えをうけた山田宗徧は、三河吉田藩小笠原家に茶堂として仕え、のち江戸に出て千家流の茶の湯を広めた。小笠原家はいくたびかの転封をへて肥前唐津藩主として幕末にいたるが、山田家の子孫代々も小笠原家の茶堂をつとめた。この山田家の家系は、現在も宗徧流家元として存続している。その系譜は、つぎのとおりである。

初代 山田宗徧——二代 山田宗引——三代 山田宗円——

四代 山田宗也——五代 山田宗俊——六代 山田宗学——
七代 山田宗寿——八代 山田宗有——九代 山田宗白——
十代 山田宗圀（のち宗偏〔四方斎〕）——十一代 山田宗偏
（幽々斎）⁽⁶⁾

しかし、山田家を家元とする流派のみが宗偏流であるというわけではない。山田家以外にも時習軒、四方庵、正伝庵などの宗偏流が現在も存続している。いくつかの系統の宗偏流が併存していた状況のもと、大正十二年（一九二三）に山田宗有が宗偏流第八世の襲名披露をし、山田家による流派統合がおこなわれた。⁽⁷⁾ この結果、各地に伝わっていた宗偏流の小グループは、山田家を家元とする、新たな宗偏流のもとに統合されたのである。

このような流派統合に際しては、流派の求心力を高めるために流祖の家系継承者が家元として担ぎ出される傾向がある。⁽⁸⁾ そして、流派としてのあり方を確立するため、本来の伝承過程は整理され、流祖から現在の家元にいたる系譜が新たに創作されることとなる。流派統合された宗偏流における家元となった山田宗有は「第八世」を称した。このことは山田家の家系から二人の人物を排除したことを意味している。一人は第五代山田宗俊の娘婿であり、山田家をつぎながらも追放されたという山田宗弥⁽⁹⁾であり、もう一人は、第六代山田宗学が死去したのち山田家を養子相続して小笠原家に出仕したはずの山田宗叔⁽¹¹⁾である。

問題はそれだけではない。山田宗有は、明治二十五年（一八九二）にトルコを訪問し、その後も長らくトルコを拠点に実業に従事していた。第七代山田宗寿が没した明治十六年（一八八三）からほぼ大正十二年（一九二三）までの四十年の間、山田家は実態として茶の湯と無関係であったと考えるべきであろう。山田宗有は、襲名披露にあたり「外遊不在中ノ家元ノ事ニ就テ」として、つぎのとおりのおべている。

多年海外ニアリテ家道ノ茶事ニ遠ザカリ居リシガ其間幸ニ山田家ノ親近関口壮吉氏アリテ中村宗知翁ヲシテ斯道ニ尽碎セシメラレ関口操子関口壮吉氏亦タ踵テ仮リニ家元名乗ヲナシ流儀ノ維持ニ勉メラル⁽¹²⁾

このように関口操子、関口壮吉、中村宗知の名前をあげ、山田家の家元不在の間に家元として宗偏流を維持したことをのべている。⁽¹³⁾ しかし、脇坂安斐についてはなんらふれていない。⁽¹⁴⁾

（2）宗偏流の中核としての宗偏流時習軒

近世から近代にかけて宗偏流伝承の中心的な役割をはたしたのは、山田家よりもむしろ時習軒である。⁽¹⁵⁾ 宗偏流時習軒は、山田宗偏の弟子岡村宗伯の系統である。岡村宗伯は、江戸の材木商であり、山田宗偏から時習軒の号を与えられた。山田家との関係でいえば、第五代山田宗俊の娘婿山田宗弥が追放されたのち、当時の時習軒家元吉田宗意の実子であり、その教えをうけ

た人物が第六代山田宗学として山田家をついでいる。⁽¹⁶⁾この経緯からすれば、山田家の家系も、その宗偏流の教えも、時習軒によつて存続し得たといえるのである。ちなみに現在にいたる宗偏流時習軒の系譜は、つぎのとおりである。

初代 岡村宗伯——二代 岡村宗恕——三代 神谷松見——
四代 水谷義閑——五代 柳沢閑清——六代 吉田宗意——
七代 吉田宗賀——八代 細田宗衛——九代 細田宗玉——
十代 細田宗永——十一代 細田宗栄⁽¹⁷⁾

第七代吉田宗賀の没後、その室である吉田水月尼は宗偏流時習軒を細田宗衛へ伝えた。これ以降菓子商榮太樓總本舗の細田家が時習軒を継承して現在にいたる。後述するとおり、脇坂安斐は吉田水月尼から伝授をうけているが、現在の宗偏流時習軒の系譜には位置付けられていない。

(3) 脇坂系とされる宗偏流正伝庵

一方、脇坂安斐を家元の系譜に位置付けている宗偏流も存在する。宗偏流正伝庵である。その系譜は、つぎのとおりである。

初代 山田宗偏——二代 山田宗引——三代 山田宗円——
四代 山田宗也——五代 山田宗俊——六代 山田宗弥——
七代 脇坂宗斐——八代 関口宗貞——九代 関口宗理——
十代 中村宗知——十一代 岩田宗栄——十二代 岩田宗龍——
十三代 岩田宗仙——十四代 岩田宗玖——十五代 岩

田宗龍⁽¹⁸⁾

第六代山田宗弥の娘は、のちに初代静岡岡県知事となる関口隆吉に嫁ぐこととなる。関口操子(宗貞)および関口壮吉(宗理)の姉弟は、その間に生まれた子である。⁽¹⁹⁾この経緯が示すとおり、関口家が山田宗弥の縁者であることから宗偏流が伝えられたのであり、ここに脇坂安斐が関与する必然性は考えにくい。⁽²⁰⁾のちに脇坂安斐の養嗣子脇坂安熙の娘龍子(明治二十年(一八八七)〜昭和三十二年(一九五七))が岩田家に嫁いだことから、脇坂安斐が家元として系譜に組み入れられたものであろう。これも流派としてのあり方を確立するために創作された系譜であるといえる。

三 脇坂安斐の茶の湯の実際

(一) 脇坂家と茶の湯

脇坂家の茶の湯という場合、脇坂安斐の養父である脇坂安宅(わきざか・やすおり)のことが知られている。『角川茶道大事典』に脇坂安斐の項目はないが、脇坂安宅はつぎのとおり立項されている。

脇坂安宅【わきざかやすなり^マ】文化六年—明治七年(一八〇九—一七四)。幕末維新期の大名。幼名友吉、淡路守。播磨国竜野藩主。父は同藩主脇坂安重^{やすたか}。嘉永四年(一八五二)—京都所司代、次いで老中に列した。竜野町に現存する茶室

「聚遠亭」は、御所炎上後に所司代として復興に尽力したため、孝明天皇から下賜されたものと伝える⁽²¹⁾。

ここには茶の湯の事績が記されていない。しかし、脇坂安宅みずから亭主として催した茶会について、『古今茶湯集』には嘉永元年（一八四八）二会および嘉永三年（一八五〇）一会の記録がある⁽²²⁾。また、脇坂安宅が「力行齋」をなおり、いくつかの茶道具の所持し、茶会にまねかれたことが資料に残されている⁽²³⁾。これらにはそれぞれ山田宗徧ゆかりの道具がみうけられる。以上のことから、少なくとも脇坂安宅の代から宗徧流の茶の湯と関係があったものであろう。ただし、脇坂安宅が京都所司代となり、ついで老中をつとめたことを考えるならば、壮年期に茶の湯を本格的に実践する時間があつたものかどうか疑問がある。

(2) 脇坂安宅と宗徧流時習軒

龍野藩には市村宗泉や代田宗真などの宗徧流の茶堂⁽²⁵⁾がいたが、脇坂安宅が直接教えをうけたのは時習軒の吉田水月尼⁽²⁶⁾（本名・吉田かね／文政十一年（一八二八）～明治二十二年（一八八九））であろう。このことを示す資料として、明治九年（一八七六）の「力口齋板額譲状」（写真1・資料1）⁽²⁷⁾があり、明治十八年（一八八五）の「力口齋額面他家へ不可譲渡約定書」の控え（写真2・資料2）⁽²⁸⁾がある。後者によるならば、脇坂安宅・脇

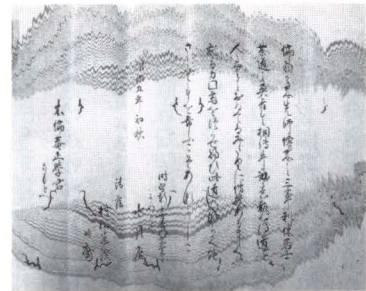


写真1

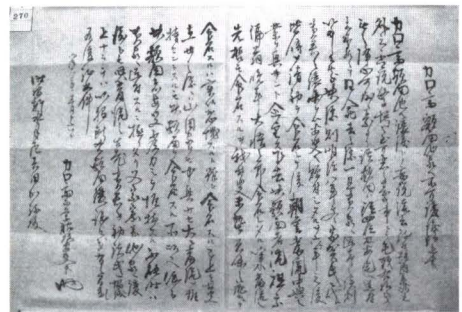


写真2

坂安宅二代にわたり宗徧流時習軒との関係がうかがえる。内容に意味がとりにくい部分もあるが、そこに記された内容と他の情報とを勘案するならば、つぎのような経緯があつたものと推測することができる。

明治 四年 時習軒第七代吉田宗賀没

時期 不明 吉田水月尼は脇坂安宅に「力口齋板額」を譲渡する。

明治 七年 脇坂安宅没

明治 九年 吉田水月尼は脇坂安宅に「力口齋板額」を正式に譲渡する。

時期 不明 「力口齋板額」譲渡の噂が広まる。

明治十八年 脇坂安宅は「力口齋額面他家へ不可譲渡約定

書」を吉田水月尼に交付する。

明治二十年 脇坂安斐は龍野へ退居する。

同 年 吉田水月尼は細田伊登へ時習軒を譲る（時習軒家元細田家の成立）。

明治二十二年 吉田水月尼没

時習軒第七代吉田宗賀は明治四年（一八七二）に死去した。

未亡人となった吉田水月尼は、脇坂家をたよるために、山田宗偏以来の「力口齋」の板額を脇坂安宅に譲渡したのであろう。

茶の湯が衰退・低迷した時期において、流派を維持するための行動として理解できることである。明治七年（一八七四）に脇坂安宅が死去した際、脇坂安斐はその板額を吉田水月尼に返却しようとした。ところが、吉田水月尼はひきつづき脇坂家をたよるべく、板額をそのまま脇坂家に残すことを提案した。脇坂安斐は伝授を得て、「力口齋」を名乗ることとなる。脇坂安斐が正式に板額の譲渡をうけたことを示すものが明治九年（一八七六）の「力口齋板額譲状」であろう。

しかし、このうち脇坂家は経済的な苦境におちいることとなる。明治十八年（一八八五）の「力口齋額面他家へ不可譲渡約定書」は、脇坂安斐が「力口齋板額」を譲渡か売却しようとして吉田水月尼に釘をさされたものではないかと想像する。そして、明治二十年（一八八七）に脇坂安斐は龍野へ退居する。

吉田水月尼は脇坂家にみきりをつけ、あらたに細田家をたよ

ることとして、同じ明治二十年に時習軒を細田伊登へ譲ったのであろう。⁽²⁹⁾ 吉田水月尼は、みずから時習軒をつくことはしなかった。そして、適切な後継者に譲ることにより、宗偏流時習軒を現在まで存続させたのである。

(3) 宗偏流家元としての脇坂安斐

上述の経緯は、脇坂安斐が宗偏流の家元となったことを示している。「力口齋額面他家へ不可譲渡約定書」をめぐる経緯は、かなり憶測をまじえたものとならざるを得ない。しかし、「力口齋額面他家へ不可譲渡約定書」において、脇坂安斐は「在世之際ニハ山田家ヲモ中興サセ大ニ当流ヲ維持セントスル」と決意をのべている。このことは、宗偏流時習軒のみならず山田家の宗偏流をもふくめた宗偏流全体の復興への意欲をもっていたといえるだろう。

具体的な活動内容を示すものとして「力口齋社中人名録」(写真3・資料3)⁽³⁰⁾がある。このなかには二百五十二人の名前が記され、一部には住所、職業などが付記されている。人名と人名との間に小さく人名が書き足されている箇所がすくなくならずあり、筆跡のちがいがみられる。記されている住所はほとんどが東京であるので、脇坂安斐が龍野に退居する明治二十年（一八八七）までに作成された門人帳であると考えられる。

このなかで東久世通禧は「東久世正三位」と記されているが、



写真3

正三位であった期間は明治十五年（一八八二）六月二十三日から明治二十一年（一八八八）六月十八日までである。³¹「川田従四位」は、官職・住所から河田景与のことと考えられるが、従四位であった期間は明治十二年

（一八七九）十二月十五日から明治十八年（一八八五）九月三十日までである。³²柴原和が「正四位」であった期間は明治十八年十月一日以降である。³³これでは三人の官位が一致する時期はないこととなる。しかし、柴原和が行間に挿入されたような書き方であり、のちの情報を記載したとすれば、この門人帳は明治十八年頃の成立としてさしつかえないだろう。

内容について、本多正憲、丸岡莞爾、³⁴河田景与など、『東久世通禧日記』に茶の湯を介してあらわれる旧大名、官僚・政治家などの名前もある。しかし、商人はもちろんのこと、大工棟梁や、なかには芸妓もふくまれており、さまざまな職種の人々がみうけられる。注目すべきは、男性名につづけて「同妻」や「同娘」として女性名も少なくないことである。名前だけで判断することはむづかしいが、全体の四割近くが女性ではないかと考えられる。もともと男性のものであった茶の湯が、近代以降女性によって受容されることは、女子の学校教育の影響とす

る理解が一般的である。しかし、明治十年代後半の段階では、学校教育の影響以前に女性が茶の湯に進出していることを示していると考えられるべきではないか。公表されている門人帳では文化十三年（一八一六）から嘉永七年（一八五四）までの『堀内門人録』が知られている。³⁵こちらには女性ごく少数であることを考えるならば、この三十年あまりの間に茶の湯受容者の大きな変化があるといえるだろう。

（4）龍野における脇坂安斐

明治二十年（一八八七）に龍野へ退居した脇坂安斐の住居は、現在「旧脇坂屋敷」として保存されている。上級武士の屋敷地二軒分の敷地に建つものではあるが、旧藩主家の住居としては質素な建物である。³⁶このことから脇坂家が経済的な問題から龍野にもどらざるを得なかった事情が推測できる。ただし、もともとあった建物に一部増築し、現存する茶室もこのときに整備したものであろう（写真4）。この茶室は、二畳中板の広さがあり、点前座は台目畳に向板となっている。床の位置が異なるものの、愛知県岡崎市明願寺にある山田宗徧好みの茶室「淇蓀庵」に中板を入れた状態の茶室と説明することができる。

脇坂安斐は、龍野においても家元としての活動を継続している。明治二十一年（一八八八）九月十五日付けで定めた社則教則等が写しで伝えられている（写真5）。³⁷そして、最晩年に発

行した入門証が残されており（写真6）⁽³⁸⁾、つぎのとおり記されている。

利休流

右門人タルヲ証ス

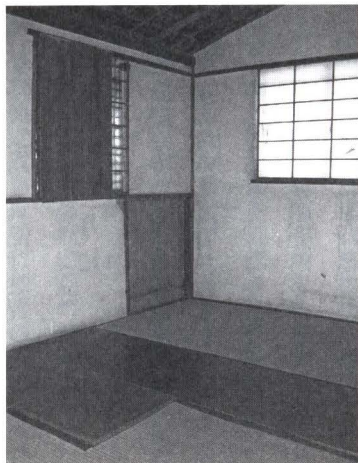


写真4



写真5

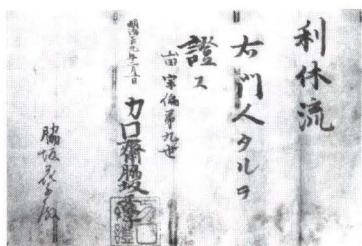


写真6

山田宗偏第九世

明治三十九年二月一日 力口齋脇坂正学

脇坂花子殿

「利休流」を自称していることには驚かざるを得ない。宗偏流時習軒では岡村宗伯を初代として、吉田宗賀を第七代とすることからすれば、脇坂安斐が「山田宗偏第九世」と称するのは、時習軒七代をこえて山田宗偏を初代としていることとなる。この入門証の文面からは、脇坂安斐が明治十八年（一八八五）にのべた「大ニ当流ヲ維持セントスル」という決意を龍野に退居してからもちつづけたことがうかがえる。ただし、残念ながらその思いにふさわしいような流派としての存在はすでになかったのではないか。脇坂安斐没後の状況からそのように考える。

(5) 脇坂安斐没後の状況

明治四十一年（一九〇八）に脇坂安斐が没してのち、旧大名家としての脇坂子爵家は、脇坂安宅の五男脇坂安熙がつくこととなる。一方、茶の湯をうけついだしたのは、脇坂安斐の実子脇坂裕之進（明治二十一年（一八八八）〜昭和四十二年（一九六七））である。脇坂裕之進は龍野神社宮司をつとめるとともに、「山田宗偏第十世修学」をなおり、茶の湯を教授するのである。このことを示す大正三年（一九一四）五月起「力口齋人名簿」⁽³⁹⁾、

昭和三十三年（一九五八）五月十一日付け「御芳名簿」⁽⁴⁰⁾、昭和三十五年（一九六〇）五月二十九日付け「御芳名簿」⁽⁴¹⁾がある。

「力口齋人名簿」には年月および氏名しか記されておらず、どの程度の地域的広がりがあったのかわからないが、大正三年から大正十二年（一九二三）までの間に三十一名が記されている。

二冊の「御芳名簿」は、脇坂裕之進が催した大寄せ茶会の際に来客者が住所氏名を自署した名簿である。来客者は龍野、姫路およびその近辺にかぎられており、流派としての実態は、ごく地域的な存在にすぎない状況にあったと考えられる。脇坂裕之進は、晩年に龍野を去り、神戸において生涯を終えることとなる。

四 おわりに

脇坂安斐を中心とする脇坂家の茶の湯について概観した。従来宗偏流において説明されてきた歴史とは、かならずしも一致しない内容であろう。しかしながら、いくつかの一次資料をみるかぎり、以上の紹介内容が事実に近いと考える。

拙著『近現代における茶の湯家元の研究』において、宗偏流の師弟の系譜における脇坂安斐の位置付けについて、茶の湯研究者の間でも矛盾がみられ、いずれも不正確である点を指摘した。⁽⁴²⁾そして、「このような師弟の系譜は、後世において整備された可能性がある。確固たる家元が存在しなかったこの時期の

宗偏流のあり方に対し、山田家をはじめとする複数の宗偏流家元には、それぞれ主張する系譜がある。それらの整合をはかり再構成したものが、現在おこなわれている説明であろう。そして、いずれの系譜ともあわない脇坂安斐をめぐる宗偏流の歴史は、忘れ去られてしまうこととなる」⁽⁴³⁾と私見をのべた。脇坂安斐は、明治九年（一八七六）に吉田水月尼から伝授をうけ、「力口齋板額」を譲られていたことからすれば、宗偏流時習軒の後継者であり、その気持ちとしては宗偏流全体の復興をめざしていたのである。

宗偏流に関して詳細な調査をおこなった野村瑞典氏は、脇坂安斐を「宗偏流の歴史の一齣にのこる茶人であり、幕末から維新の変動期に、宗偏流茶湯を保護・伝承した業績は大きい」⁽⁴⁴⁾と評価しながらも、脇坂家が家元を預かったという理解にしたがっている。⁽⁴⁵⁾これは現在の宗偏流各流派からの情報をもとに脇坂安斐の位置付けを検討した結果から生じた誤解であろう。

「家元を預かる」とは、おそらく家元システムが確立していく過程、すなわち、家系中心の家元代々の系譜が整備されていく過程において、家元の系譜がややあいまいな部分に貫紳の名を借りる、あるいは、実際にあった完全相伝の伝授を「預かる」と称して位置付けることにより、系譜上の連続性を維持しようとするもの⁽⁴⁶⁾とした私見は、変更する必要がないと考える。

脇坂安斐の宗偏流は、脇坂裕之進の代で終わることとなる。

ただし、その伝統はその後もつづいているのではないかと考える。大正十二年（一九二三）の山田宗有の襲名披露茶会の際に、協賛の釜をかけた播州龍野の「座光寺笑々軒」⁽⁴⁷⁾がいる。この人物について、末宗広はつぎのとおり紹介している。

座光寺教爾⁽⁴⁸⁾ 父は脇坂侯の家臣 号宗是・笑々軒・不識

大阪控訴院判事の時き遠州流を究めのち竜野に帰り安斐

より宗偏流を皆伝され、晩年京都に出た 昭和二〇年一

一月一九日没⁽⁴⁹⁾

前半は高谷宗範とともに遠州流茶道保存会を設立した旧龍野藩士座光寺糾⁽⁵⁰⁾と混同されていると思われる。そして後半のとおりに、龍野において脇坂安斐の教えをうけたものと考ええる。ただし、脇坂裕之進とは別に独自の道を歩んだものであろう。大正十二年当時すでに宗偏流のなかでは知られた存在になっていたのである。そのうち京都に出て、山田宗有に協力しながら、流派統合された宗偏流の教えを広めることに尽力したと考えられる。⁽⁵¹⁾

明治十八年（一八八五）に「在世之際ニハ山田家ヲモ中興サセ大ニ当流ヲ維持セントスル」とのべた脇坂安斐の思いは、力□斎をついだ脇坂裕之進の手によっては実現しなかった。しかし、龍野の宗偏流としてみるならば、座光寺笑々軒を通じて現在の宗偏流にうけつがれているであろうことに、すこし心安まる思いがする。

〔付記一〕 本稿は、平成二十七年（二〇一五）六月七日に開催された茶の湯文化学会大会のシンポジウム「明治東京の茶の湯の黎明」において報告した内容の一部をまとめたものである。

〔付記二〕 たつの市立龍野歴史文化資料館には、所蔵資料の調査および掲載をご許可いただいた。とくに学芸員の市村高規氏には、所蔵資料のみならず、脇坂家および龍野藩の歴史についてくわしくご教示いただいた。記して感謝申し上げます。

〔付記三〕 資料1・2の翻刻にあたり、一般財団法人今日庵茶道資料館学芸員の橘倫子氏にご教示いただいた。記して感謝申し上げます。

〔付記四〕 資料の翻刻にあたり、文字は通用のものにあらためた。

〔付記五〕 資料3の翻刻にあたり、原文の一部に付された合点は省略した。また、訂正のある文字は訂正後のみ示し、のちに記入された文字を区別していない。

【資料一】「力□斎板額讓状」

（包紙表書）

明治七年二月廿五日時習軒伝来之力□斎板額同家御内水月庵^か子より讓状

不偏庵正字

(本文)

偏翁已来先師伝来之三事利休居士

茶道之奥旨今相伝畢誠意執心得道之

人に無之おゐてはみたりに伝授あるましく候

額は力口齋をつかせ賜ひ此道のなかく絶

さらむ事を希ふこそあなかしこ

時習軒七世吉田宗賀に

かわりて

明治九年初秋

水月尼

清蔭

村松為溪

時庸

不偏菴正学君

御もとへ⁽³²⁾

【資料2】「力口齋額面他家へ不可讓渡約定書」

(包紙表書)

明治十八年十二月十六日心得有罷左便水月尼かねへ力口齋額面

他家へ讓渡トノ流言心配ニ付極書申聞候ニ付御おほへ言同家へ

他家不可讓渡義申置候届出扣 一通

(本文)

力口齋額面他家へ不可讓渡約定書

力口齋額面他へ讓渡トノ妄説流言改候趣内承以之

外之虚説驚愕之至可惡之甚キ事ニテ毛頭右様之義

無之降心可致候素ヨリ談額面ハ從四位故安宅へ送付

相成居候ヲ同人死去之際一旦貴家へ返却之談判

いたし候処此際則明治八年文二宗賀氏二代ル

貴君之讓状ヲ以安斐へ贈付シタルヲ六ヶ年之後

皆伝ヲ請初テ命名シテ後朝暮当流中興之

業ヲ興サント企望ス乍去此額面は流祖宗

偏翁晩年大悟之節命名シタル以来当流之

先哲モ命名スルヲ我安斐未熟□味之塵ニテ

命名スルハ実以恐□スルト雖モ命名スル已上は安斐

在世之際ニハ山田家ヲモ中興サセ大ニ当流ヲ維

持セントスルモ此額面ヲ命名スル所以也依而

此額面は安斐不及力之ヲ維持スル不能時ハ

貴家へ返付スルニ極リタリ又宗家并他家へ讓

渡トモ必当流之古老貴君ヲ初諸氏へ協議

上ナラテハ以独断右額面讓渡候義有之間敷候

為後証如件

明治十八年十二月十六日

力口齋正学脇坂安斐印(花押)

時習軒水月尼吉田かね殿

【資料3】「力口齋社中人名録」

(表紙)

力口齋社中人名仮記

(本文)

力口齋社中人名録

中伝

同

同

中伝

同

脇坂 鋤

大藤 汀

竹原 榮

今井鉦次郎

満田庸菴

円尾貞齋

齋藤元碩

横田射中(一才)

鍬方助之丞

秋山つる

同 克カクミ

塩山とめ

横田もと

今井てふ

中井伯元

田井 司(一ウ)

井村 信

初伝

初伝

松尾ろく

佐伯 磯

塩山たつ

中伝

中川かへ

初伝

加集きよ

塚本いさ

塩山 恪グレス

田付締蔵

秋山「元潭」(2才)

坂根正斎

関 梅菴

塚本諄一郎

脇坂 寿

同 まつ

同 兵太

井口俊雄

本庄利之助「(2ウ)

脇坂 琢

和田春堂

脇坂 中

中村光太郎

新村清之助

初伝

西田 光
神戸要次郎
國枝滋樹

脇坂 豊〔3才〕

津守元備

垣屋右膳

柳川 至

初伝 芝区田町六丁目九番地

小路豊次郎

桜川つる

はま

初伝 本郷区追分丁五番地

幸義太郎 能役者

うめ〔3ウ〕

依田とし

脇坂すま

やへ

千葉わか 劍客娘

とめ

よね

深川とし 芸妓

そう

さよ

大池□乃 酒商娘〔4才〕

下谷区練塀丁五十一番地

つね

くに

けい

大野 定 歌人

丸山 こと 平清料理店娘

平泉 かつ 芸妓

桜屋 よし 同

玉川 娘 茶商娘

まさ

吉田 某 内務判任

植松 従三位 雅平 華族〔4ウ〕

太田 進 東京府平民

同 きん 同 娘

岡田 とみ

千代

みよ

敬

今井 ふき

こと

沼田 泰 埼玉県土族医

逸見 琪園 札幌教師〔5才〕

□ 館はる

斎藤謙作 青森県士族

土井竹次郎 小間物商

子安信成 内務省判任

津田□□

桜井行能 宮内省判任

小林たま

本多従五位 正憲 華族

同 妻 同「(5ウ)」

皆伝 麻布区永坂丁六十番地

皆伝 神田区猿樂丁二丁目十番地

京極従五位 高典 華族

稲垣千穎 文部判任

同 妻

松平信吉 茶道具商

風早従四位 公紀 華族

土方 妻 同

東久世正三位 通禱 華族

同 妻 たま 同

丸岡従五位 莞爾 華族 内務省奏任「(6才)」

同 妻 同

同 妾 同

宮脇弥吾

赤坂区赤坂表丁三丁目五番地 川田(河田)従四位 元老院議官

同 妻 同

中伝

同 吉江 同

片岡 君

吉野はま 千葉県平民娘

大野 横 東京府士族〔6ウ〕

同 鏐 同 娘

同 とら 同 娘

同 さと 同

清水然智 能役者

橋 正美

田中元信 東京府平民

柴原正四位 和

桜井 同 □

脇坂 展

・川村景智 琴平祠官

・葛野〔7才〕

・加藤伝平△ 骨董商

・矢□五兵衛 長岡平民

・大菊七郎兵衛 質商

・柳川鋳三△ 愛知県平民

・川崎とら 東京府士族娘

後

同区中徒士丁二丁目二十八番地

同区車坂丁

中伝 下谷区御徒士丁二丁目十六番地

神田区三河丁二丁目十番地

越後長岡ノ商

初伝

中伝

前

下谷区上野元黒門丁十四番地

・野村卯右衛門 □雲 筆商

・太田豊穂 東京府士族娘（7ウ）

下谷区北大門丁十六番地

・井上太左衛門 豊匠

・勝田 東京府平民

・伊坂 同

日本橋区南伝馬丁二丁目八番地

・進藤隆之助

下谷区上野元黒門丁十三番地

・大橋六勇 甚三郎 糸商

内海 毅

浅草区小島丁卅五番地

・川辺御楯 大分県士族 土佐画工

・同 さき 同

・同 白鶴 同（8才）

・林 花

・右同行人

・山田於菟三郎 三重県士族

・ふさ

下谷区練堀丁

・小寺勉爾 大蔵判任

・同 妻

旧桑名藩士娘（8ウ）

・脇坂 治

中伝 下谷区練堀丁廿五番地

・田辺光通 栃木県士族

京橋区日吉丁二番地

・山田もん 芸妓

・津久井屋娘

・味岡良政 東京府士族 小学校教員

・同 くめ

・守能平三 東京府士族 柔術家

・野崎真一 東京府平民 土佐画師

・吉岡忠知 駅通判任「(9才)

・みや

・大沢鎌吉 東京府平民 金貸商

・同 妻 同

・薪屋 娘むすめ

・三浦 駅通判任 東京府士族

・鍋木 鳥越神社祠官 東京府平民

浅草区元鳥越丁廿番地

・小松幸次郎 東京府平民 大工棟梁

下谷区御徒士丁二丁目六十六番地

・富塚 恂 山形県士族「(9ウ)

本郷区□三丁目十三番地

・内海 毅 愛媛県平民

・岩崎 娘 内務省判任

・川井久亘

本郷区湯島丁一丁目□□番地

・蓮井宗吉 愛媛県平民

中伝 下谷区北大門丁十六番地

・鈴木三次郎 東京府平民 消防頭

・緒方惟孝 陸軍々医 東京府士族

・大山新太郎 消防長

初伝
下谷区中御徒士丁二丁目廿六番地

服部友干 大蔵判任

同 三郎 電信局「(10才)」

白井 屑 大蔵判任

越後人

松村縫三 長岡料理人

三河国渥美郡豊橋本町

長尾正名 豊川神社祠官

日本橋区難波丁廿一番地

まさ

増田亀太郎 東京府平民 左官工

下谷区竹丁三十一番地

雨宮とよ

泉波良徳 東京府

浅草区元山谷丁廿九番地

永楽屋さた

同区 茅町

江川鉄心 籠甲商「(10ウ)」

初伝

京橋区木挽丁

富永いと

日本橋区浜丁一丁目廿五番地

安藤利助 東京府平民

本郷区春木丁三丁目□□番地

川合万助 指物商

京橋区南金六丁一番地

佐竹巳之助 囊物商

日本橋区通一丁目十七番地

芹沢栄之助 古梅園

本所区中郷竹丁廿六番地

渡辺幸吉 陶器商

日本橋区本舟丁九番地

服部清三郎 魚問屋

神田区千代田丁十三番地

江見金七 指物屋「(11才)」

芝区宇田川丁十八番地

福谷藤左 愛智^{アチ}県平民

芝区宇田川丁十八番地

渡辺太七 手遊商

千住市場

初伝 下谷区竹丁一番地 生駒邸内

山田富吉 野菜問屋

佐々松はる 京都府士族

堀江丁婦人

観世清廉 能役者

神田区猿楽丁七番□

村越 撰 東京府平民 学校教員

千住中組八百廿三番地

佐野せん 大工娘(11ウ)

辰口勤工場内

小池くめ

神田区末広丁十番地

尾島太兵衛 畳匠

神田区五軒丁廿番地

堀 義水 茨城県洋医

日本橋区通四丁目□番地

中村庄助 唐物商

日本橋区小伝馬丁二丁目八番地

星野新七 金物商

本所区外手町

青木 谷

初伝

神田区三河丁一丁目一番地

鈴木勇次郎 煙草商

日本橋区本白銀丁三丁目九番地

小笹平三郎 塗物商

西山 手遊屋(12才)

前田千代 湯屋商

馬島将平 静岡県士族 医学校生

下谷区西丁十九番地

野村万藏 狂言師

本郷区湯島二丁目二番地

○和田惣八 東京府平民 箔匠

京橋区五郎兵衛丁□番地

○諸橋勝馬 陸軍判任

杉山元作 静岡県士族 医学校生

浅草区森田丁五番地

出口清七 金貸商

本郷区外手丁 青木秀三郎 静岡県士族 医〔12ウ〕

下谷区中御徒士丁三丁目三十番地 真島元真 眼科医

初伝 下谷区中御徒士丁二丁目四十番地 河野てる 京都府平民 内科医娘

同 ふさ 同

脇坂やす

福岡 清 東京府士族 按摩娘

京橋区柳丁五番地 吉岡源八 工匠棟梁

堀 ゆか 茨城県士族 妻

北豊島郡地方今戸町 高 多郎 牛乳匠

山手日本堤八十三番地

森本信義 岡山県士族 巡査

浅草区馬道丁七丁目九番地 沢村庄兵衛 砂糖問屋〔13才〕

京橋区南紺屋丁九番地 渋木隆三 菓子商

浅草区田丁二丁目八番地 小野崎鈴 按摩娘

初伝 沢村きん 砂糖商娘

吉原角丁 高野千代 貸座敷商

同 はま 同

千住中組五十九番地 重三郎娘 宮永くに 東京府士族

本郷区弓丁二丁目廿番地 敬三妻 丹波てい 奏任医

吉原角丁 原田忠吉 貸座敷商〔13ウ〕

初伝 下谷御徒士丁二丁目十七番地 道忠長女 川瀬 米 大蔵官員娘

渡辺りう

本郷真砂町廿九番地 福田兵四郎 東京府平民

初伝 同人娘 同 さと 同

初伝 下谷坂本丁四丁目十二番地 清左衛門長女 安田ろく 紙商娘

日本橋区本白銀丁一丁目六番地 大工 鈴木清□郎 大工匠

本郷 三平妻 関口きみ

本郷真砂町廿九番地 児島方 土橋兵九郎

萩原文富

本郷 娘 和田やす(14才)

本郷 つる 政□

□中はる

清左衛門 安田忠次郎 紙商

芝区南金六町□番地 作次郎妹 森本むめ □屋娘

道明男 河野新一良 内科医

國□きく

高島よし

□□ 東京府士族

内田ふん

花柳□□(14ウ)

初伝

(1) 山本麻溪編『古今茶湯集』大正六年(一九一七)、慶文堂書

店、卷一、三六頁、卷三、四四頁、卷四、一三八、二八八頁參

照。

(2) 「美術館を御巡覽、東京府の築造せる列品館の便殿に於て少

- 時憩はせらる、旧龍野藩主脇坂安斐点茶を献る」『明治天皇紀』第四、明治十年（一八七七）八月二十一日条、吉川弘文館、昭和四十五年（一九七〇）、二四三頁。
- (3) 末宗広『茶人系譜（新編）』河原書店、昭和五十二年（一九七七）、二八八頁参照。
- (4) 廣田吉崇『近現代における茶の湯家元の研究』慧文社、平成二十四年（二〇一三）、第二章参照。
- (5) たつの市立龍野歴史文化資料館（以下「龍野歴史文化資料館」）が平成二十六年（二〇一四）に購入した、龍野神社旧蔵資料にふくまれる。
- (6) 宮下玄霸編『必携茶湯便利帳〔改訂版〕』宮帯出版社、平成二十四年、一五頁参照。
- (7) 『宗偏流第八世披露会誌』羽賀虎三郎、大正十三年（一九二四）参照。
- (8) 廣田吉崇、前掲書、第三章参照。
- (9) この人物は、「山田宗也」とも記されるが、本稿では引用文は別として「山田宗弥」に統一する。
- (10) この経緯はあきらかではないが、関口泰は「五世宗俊歿後宗弥退去までの八年間の在職」（関口泰「宗偏流の家元」柳宗悦、古田紹欽『続茶―私の見方』春秋社、昭和三十一年（一九五六）、一三五頁。なお、一三六頁参照）とのべている。
- (11) 前掲『宗偏流第八世披露会誌』一八頁参照。
- (12) 前掲『宗偏流第八世披露会誌』四頁。
- (13) 柴山準行は、宗偏流の系譜を「山田宗俊——山田宗也（宗弥）——山田宗学——関口操子——関口宗理」としている（柴山準行『茶人系譜大全』川瀬書店、大正十二年（一九二三）、七五―七六頁）。
- (14) 前掲『宗偏流第八世披露会誌』八頁には、賛助員として「子爵脇坂忠之」の名前がみえる。これは脇坂安斐の養嗣子安熙の子「脇坂安之」の誤りであろう。
- (15) 野村瑞典氏は、宗偏流時習軒について「江戸時代から明治・大正期を通じての宗偏茶湯の伝承経路の主流であった」（野村瑞典『宗偏流―歴史と系譜』光村推古書院、昭和六十二年（一九八七）、一二二頁）と指摘している。
- (16) 野村瑞典、前掲書、一〇二、二三一頁参照。
- (17) 宮下玄霸、前掲書、一五頁参照。
- (18) 宮下玄霸、前掲書、一五頁参照。
- (19) 三戸岡道夫・堀内永人『初代静岡岡県知事関口隆吉の一生』静岡新聞社、平成二十一年（二〇〇九）、一二頁。なお、「関口操子」ではなく「関口操」と記されている（同書二二八頁）。
- (20) 脇坂安斐が「宗斐」をなのったことを示す一次資料はいまだ管見に入らない。
- (21) 『角川茶道大事典』角川書店、平成二年（一九九〇）、一四六―一四七頁。なお、茶室聚遠亭が孝明天皇から下賜されたことは歴史的事実ではなく、郷土史家による創作という（『脇坂淡路守』龍野歴史文化資料館、平成十九年（二〇〇七）、四五頁参照）。
- (22) 山本麻溪編、前掲書、巻一、一九二頁、巻二、一八八、一五八頁。
- (23) 「力行齋珍藏茗具録附掛幅」龍野歴史文化資料館所蔵、龍野文庫（を）趣味（茶）七番。
- (24) 「陸習菴茶之会 道具会席附」戊戌年（天保九年（一八三八））四月廿四日付け、龍野歴史文化資料館所蔵、龍野文庫（を）趣

味(茶)二番。

- (25) 『脇坂家無足諸士略系』(脇坂家所蔵)によると、市村宗泉は「坊主頭心得」、代田宗真と比定される代田重悦は「大坊主」とある。

- (26) 大植四郎編『明治過去帳』東京美術、昭和四十六年(一九七
一)新訂版、二七七頁参照。吉田家の墓所は多磨霊園にある
『歴史が眠る多磨霊園』<http://www6.plala.or.jp/guti/cemetery/>
参照。なお、野村瑞典、前掲書二二二頁では、吉田水月尼を
吉田宗意の娘とし、吉田宗賀を婿としたとする。しかし、他の
資料からは養子吉田宗賀の妻であるとのみ考えられる。

- (27) 龍野歴史文化資料館所蔵、龍野文庫(を)趣味(茶)二六番。
なお、包紙表書には「明治七年」とある。

- (28) 龍野歴史文化資料館所蔵、龍野家文書二七〇番。

- (29) 野村瑞典、前掲書、二二二頁参照。

- (30) 龍野歴史文化資料館所蔵、龍野神社旧蔵資料一五七番。なお、
表紙には「力口齋社中人名仮記」とある。

- (31) 『東久世通禧日記』別巻、霞会館、平成七年(一九九五)、一
二二、一二四頁参照。

- (32) 『勅奏任官履歴原書』下巻、柏書房、平成七年、一九八、一
九九頁参照。

- (33) 『勅奏任官履歴原書』上巻、柏書房、平成七年、五一五頁参
照。

- (34) 丸岡莞爾を「華族」としているのは、あきらかな誤りである。
一方、『改正官員録』博公書院によれば、丸岡莞爾が「従五位」
かつ「内務省奏任」であった期間は、明治十六年(一八八三)
十二月から明治二十一年(一八八八)八月までである。本文の

推測と整合する。

- (35) 『堀内門人録』『日本庶民文化史料集成』第十卷「数寄」、三
一書房、昭和五十一年(一九七六)、七二一〜七三〇頁。

- (36) 反町茂雄は、この屋敷を訪問したときの印象を「土地の御領
主様ゆえ、大きな門構えの、玄関先には式台のついた大名屋敷
を予想して居りました。(略)門らしい門はない。(略)お玄関
らしいものは見当たらない」(反町茂雄『古書肆の思い出』
平凡社、昭和六十一年(一九八六)、三六一頁)とのべている。

- (37) 龍野歴史文化資料館所蔵、龍野神社旧蔵資料一五九番。保存
状態が悪く、内容は一部しか読むことができない。明治四十三
年(一九一〇)五月二日に脇坂裕之進が書写したものである。

なお、第三条に「当场へ入門セントスル者ハ束脩及月謝ヲ要セ
ズ」とある。

- (38) 龍野歴史文化資料館所蔵、龍野神社旧蔵資料一六〇番。なお、
脇坂安斐および脇坂裕之進は、「宗偏」の文字を「宗偏」と記
している。

- (39) 龍野歴史文化資料館所蔵、龍野神社旧蔵資料一六一番。

- (40) 龍野歴史文化資料館所蔵、龍野神社旧蔵資料一六四番。

- (41) 龍野歴史文化資料館所蔵、龍野神社旧蔵資料一六三番。

- (42) 廣田吉崇、前掲書、一六八〜一七一頁参照。

- (43) 廣田吉崇、前掲書、一七一頁。

- (44) 野村瑞典、前掲書、一四〇頁。

- (45) 野村瑞典、前掲書、一四〇、一五六、二四九頁参照。

- (46) 廣田吉崇、前掲書、一七二〜一七三頁。

- (47) 前掲『宗偏流第八世披露会誌』四〇頁参照。

- (48) 前掲『宗偏流第八世披露会誌』七頁には「座光寺敬爾」の名

がみられる。

- (49) 末宗広、前掲書、二八八頁。なお、享年につき「昭和二十年一月十九日歿七十二」(高谷隆『古今茶人系譜大全』芸術サロ
ン社、昭和二十三年(一九四八)、一八八頁)とある。なお、当
時の『茶道月報』(茶道月報社)には、「座光寺京二」の名前が
散見される。

- (50) 末宗広は「座光寺糾」について「大阪で高谷宗範等と共に遠
州流茶道保存会を設立し 大いに同流のために尽した」(末宗
広、前掲書、二七七頁)とのべている。なお、「座光寺糾」に
ついて「龍野区裁判所所属公証人 飾磨県士族にして明治五年
頃牧野重正浅野長民等と権大解部たり九年一級判事補に、十年
松本裁判所判事に任じ十二年頃従七位に、十四年同所長に補し
十五年長野始審裁判所上田支庁判事長に遷り十七年長安道一土
居徹等と正七位に陞り廿一年頃奉任四等上を以て大阪控訴院評
定官たり明治廿八年十一月十九日歿す」(大植四郎編、前掲書、
九六四頁)とある。

- (51) 野村瑞典、前掲書、三一九〜三二一、三二五〜三二六頁参照。
(52) 龍野歴史文化資料館所蔵、龍野文庫(を)趣味(茶)二六番。
廣田吉崇、前掲書、一七〇頁掲載の翻刻の誤りを訂正した。な
お、文中の「偏翁」および「不偏菴」は、^レ偏^ルの文字ではな
いようによめる。

(平成二十七年十一月二十四日受理)

(ひろた よしたか・神戸大学国際文化学術研究推進センター協力
研究員)